

防災管理の外部委託等に係る権限の付与について

私、 管理権原者は、下記の理由により 防災管理者として選任する者

を消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第４７条第１項に定める「防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていることその他総務省令で定める要件を満たすもの」として、伊丹市 所在地に存する 防災管理対象物名称（テナント名称含む。）

の防災管理者として選任するために、下記の権限を 防災管理者として選任する者に付与します。なお、消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）第５１条の６第２項で読み替えて準用する第２条の２第２項に定める防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文章の交付及び 防災管理対象物名称（テナント名称含む。）の位置、構造及び設備の状況その他防災管理上必要な事項についての説明は、別添のとおり実施しております。

・理由（チェックした理由による）

- 管理的又は監督的立場にある者のいずれもが、遠隔の地に勤務しており、防災管理業務を適切に遂行できないと認められるもの。
 - 管理的又は監督的立場にある者のいずれもが、高齢、病気等の身体的事由により、防災管理業務を適切に遂行できないと認められるもの。
 - 管理的又は監督的立場にある者のいずれもが、日本語が不自由であり、防災管理業務を適切に遂行できないと認められるもの。
 - その他、防災管理対象物の規模、用途又は収容人員並びに管理状況並びに管理的又は監督的な地位にある者の勤務状況等から、防災管理業務を適切に遂行できないと認められるもの。
- ()

・付与する権限（次の権限のうちチェックした権限）

- ☐ 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- ☐ 避難施設等に置かれたものを除去する権限
- ☐ 避難訓練の実施に関する権限
- ☐ 収容人員の適切な管理に関する権限
- ☐ 防災管理業務従事者に対する指示、監督に関する権限
- ☐ その他、防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

管理権原者

住所

個人名又は法人名